

第1号様式（第5条関係）

「設計図書表紙」

土木建設 課長	土木建設 課長補佐	工務2 係長			審査	設計者	設計者氏名
							松永 裕暢 印

令和 8 年度 契約番号 第 - 号 (当初設計)

業務名： 街路灯修繕（単価契約）北西部地区

業務場所：長崎市北西部地区

上記の業務における設計図書は、次のとおりとする。

1	現場説明書	- ページ
2	現場説明に対する質問回答書 ※注意 1	
3	仕様書（特記仕様書を含む）	16 ページ
4	図面（数量総括表を含む）	図面 2 葉 ・ 数量総括表 - ページ

※注意 1 現場説明に対する質問があった場合には、「現場説明に対する質問回答書」により閲覧に供した後に、設計図書として契約図書へ添付する。

令和8年度 街路灯修繕（単価契約）北西部地区 仕様書

1. 修繕の指示、連絡及び完了

街路灯の修繕において、市が別途委託する保守管理業者及び発注者から修繕の指示または連絡を受けた場合は、早期の修繕に努めるものとする。

2. 修繕内容の協議

街路灯の修繕内容は、（別紙1）のとおりとし、疑義がある場合は発注者と協議するものとする。

3. 履行場所

街路灯の修繕を行う範囲は、（別紙2）のとおりとする。

4. 業務計画書

受注者は、業務計画書を契約締結後速やかに提出すること。

業務計画書の内容については、発注者と十分に打ち合わせをすること。

5. 修繕報告書

街路灯の修繕完了後は、（別紙3）を速やかに保守管理業者へ提出すること。

なお、現場での修繕時に、別箇所の不具合等を確認し、本修繕（単価契約）内において対応可能なものについては、その場で修繕対応を行い、その結果を（別紙3）で提出して構わない。

6. 施工方法

（1） 本修繕は、次に示す図書のほか、この仕様書によるものとする。

①公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）最新版

②公共建築設備工事標準図（最新版）

③内線規程（最新版）

（2） 設計図書の優先順序は、発注者が指示する場合を除き上記①－②－③の順とする。

また、入札参加希望者へ提示する設計図書等のうち設計書積算条件、本工事費内訳書、明細書、代価表、ローカルマスタ（特殊単価表）一覧は、参考資料として提示するものであり、あくまでも入札参加希望者の適正・迅速な見積りに供するためのものであり、何ら請負契約上の拘束力を生ずるものではない。

修繕の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かな

いよう、その防止措置に留意すること。

- (3) 本修繕において、設計図書等に明記していないものについては、発注者の指示に従うものとする。
- (4) 受注者は、修繕施工について設計図書等に疑義が生じた場合は、あらかじめ発注者に申し出て指示を受けなければならない。
- (5) 受注者は、軽微な事項であって、設計図書等に明記のないものであっても、当然必要と認められるものについては、適切に施工するものとする。

7. 産業廃棄物処理

- (1) 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物の建設副産物の処理にあたっては、「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守するものとする。
- (2) 建設副産物の処分については、関係法令等に基づき適正な処分地で処理するものとする。

建設廃棄物の運搬及び処理を委託する場合は、個別に書面により委託契約を締結し、その写しを提出すること。

8. 施工前調査、確認及び協議

- (1) 受注者は、本修繕施工中に障害を与える恐れのある各種構造物等に対しては、適切な防設を施さなければならない。
- (2) 受注者は、修繕施工中に損傷を与えた各種構造物等に対しては、遅滞なく、その状況を発注者の担当者に報告し、発注者の担当者が指示した場合を除き、直ちに必要措置を施さなければならない。
- (3) 受注者は、修繕着手前に必要に応じて水道管、ガス管等の埋設物の有無を占用する各施設管理者に確認すること。

また、掘削場所に埋設物がある場合は、埋設位置、深さ等の確認のため、埋設物管理者立合いのうえ試掘を行うこと。

- (4) 受注者は、重機の旋回範囲に電力線等の架空占用物件がある場合には、各施設管理者と施工方法等を十分協議のうえ施工すること。

9. 修理に時間を要する場合の説明

灯具の取替等により、点灯までに時間を要する時は、発注者または保守管理業者に、速やかにその旨の説明を行うこと。

1 0. 自治会等との打合せ

街路灯の建替え、移設等において、必要に応じて詳細な場所などを自治会等と打合せを行い施工すること。

1 1. 昇柱者の教育、資格

街路灯を修繕する場合は、一般用電気工作物の低圧受電に必要な、電気工事士法(昭和35年法律139号)第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有し、かつ街路灯が設置されている柱等における活線作業・高所作業による感電・墜落事故防止に必要な労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第59条に基づく昇柱訓練を含む安全衛生特別教育を修了した者に作業させること。

1 2. 安全管理

施工中は事故防止のため、バリケード等の安全対策を行うこと。

1 3. 諸官庁等への手続き

諸官庁等への手続き・申請等は、受注者が代行し、その費用は契約単価に含むものとする。

1 4. 報告書

当該月の街路灯修繕の報告書(別紙4-1、4-2)を、マイクロソフトエクセルにて作成及び修繕前後の写真(球替えを含む全種類)に黒板を入れて撮影し、修繕月の翌月の10日まで(10日が休日の場合は休日明け)に、令和9年3月分については令和9年3月31日までに提出すること。

写真の写し方は「長崎市建設工事共通仕様書」に基づき、発注者と十分に打ち合わせを行い提出すること。

1 5. 個人情報の取扱い

当該業務においては、施工場所の特定に個人情報を使用するが、その取扱いについては、個人情報保護法等に基づき行うこと。

1 6. 主要材料仕様

本工事に使用する機材は次の項目を共通仕様とし、次表に記載しているものと同等品(メーカー等を固定するものではない)とする。

(1) LED照明器具は、LED光源用に設計された一体型の器具である。

(2) 灯具の故障・不具合等で、製造業者に因るものは、製造業者の補償期間を、工事

完了後3年間以上とし取替まで含むものとする。

(3) 防塵・防水性能は、IP44基準相当以上を満たしたものとする。

また、耐雷サージ性能は、15KV以上とする。

(4) LEDの光源の設計寿命は、原則としてLED灯具が60,000時間以上
(光束維持率70%を下回るまで)とする。

次表：主要材料使用

製造者名	型式	仕様
東芝ライテック株式会社	LEDK-78928N-LS1 (10VA 昼白色) LEDK-78928L-LS1 (10VA 電球色) LEDK-78930N-LS1 (20VA 昼白色) LEDK-78930L-LS1 (20VA 電球色)	本体：アルミダイキャスト 定格：AC100V、6.3W(10VA)、 8.9W(20VA) 固定：バンド固定方式 光源：昼白色LED, 電球色LED
パナソニック株式会社	NNY20333 LE1 (10VA 昼白色) NNY20334 LE1 (10VA 電球色) NNY20353 LE1 (20VA 昼白色) NNY20354 LE1 (20VA 電球色)	本体：ASA樹脂 定格：AC100V、6.3W(10VA)、 9.0W(20VA) 固定：バンド固定方式 光源：明光色LED, 電球色LED
岩崎電気株式会社	E70081SAN9 (10VA 昼白色) E70082SAN9 (20VA 昼白色)	本体：アルミダイキャスト 定格：AC100V、5.8W(10VA)、 8.5W(20VA) 固定：バンド固定方式 光源：昼白色LED
三菱電機住環境システムズ株式会社	EL-M800 1HN (10VA 昼白色) EL-M1400 AHN (20VA 昼白色)	本体：アルミダイキャスト 定格：AC100V、5.8W(10VA)、 8.8W(20VA) 固定：バンド固定方式 光源：昼白色LED

(5) 鉄柱

(図面2)による。

材質 STK65A・t=2.8 φ76.3

仕上げ 溶融亜鉛メッキ (JIS HDZT 49以上)

17. 街路灯の主な修繕内容

(1) 灯具の設置・撤去 (別紙1 修繕No. 1~No. 12)

- ア LED10VAまたは20VA相当の灯具を設置・撤去する。
- イ 光色については昼白色(5000K)程度または電球色(3000K)程度とし、特に指定がない場合は昼白色程度の灯具を使用する。
- ウ 電力供給については、付近電柱からの単独引込または市鉄柱からの接続引込とし、電力会社への電力供給(容量変更)申請手続きを行うこと。
- エ 点灯は電力会社が用意する自動点滅器制御とする。
- オ 設置する柱は主に電力柱・弱電柱・市鉄柱等であるが、弱電柱においては、弱電線と強電線の接触による混触等の事故を防ぐため、原則として電線の引込点から灯具間のケーブルを電線管などで保護すること。(ただし、九電柱と弱電柱の共架柱を除く)
- カ 弱電柱については、設置前に電柱管理者へ添架許可申請を行う必要があるため、市から指示がある場合には、灯具のメーカー、型式及び取付位置(設置高)、各電線類、工作物との離隔を確認し報告すること。
- キ 撤去した灯具において、引き続き使用可能なものについては再使用するため、適正な場所で保管すること。
- ク 既存の灯具及びバンド類を撤去する。

(2) 鉄柱(木柱)の設置・撤去 (別紙1 修繕No. 13~No. 19)

- ア 市仕様または同等仕様の鉄柱を設置・撤去する。
- イ 既存の木柱を撤去する。
- ウ 建柱場所については、主に土、コンクリート・アスファルト・インターロッキング舗装部、コンクリート構造物(コア抜き)とする。
- エ 建柱方法については、原則として(図面2)のとおりとするが、現場条件にそぐわない場合またはその他施工方法が望ましい場合には、別途監督員と協議の上施工方法を決定すること。

また、GL±100mmの部分については、防食テープを2重巻きとすること。

- オ 柱の撤去については、特に指定がない場合は地際で切断し、歩行者等の通行

の妨げとならないよう、砂・モルタルで充填補修し平らに均すこととするが、市からの指示がある場合には基礎共に撤去すること。

(3) 支線の設置・撤去 (別紙1 修繕 No. 20~No. 21)

ア 街路灯への引込線について、現場状況などにより亘長が長くなってしまう場合に支線を設置し街路灯の傾倒などを防ぐものとする。

イ 支線は原則として亜鉛めっき鋼より線 (22mm²) とステーブロック (ロッド付15kg) を使用する。

ウ 現場条件にそぐわない場合またはその他施工方法が望ましい場合には、別途監督員と協議の上施工方法を決定すること。

(4) 腕金の設置・撤去 (別紙1 修繕 No. 22~No. 23)

ア 架空引込線及び接続引込線の高さが取れない場合に、Lアングル等 (1m程度) を使用し引込点を引き上げる。

イ 腕金及びバンド類を撤去する。

(5) 架空線の架線・撤去 (別紙1 修繕 No. 24~No. 25)

ア 電線 (DV線) の架線又は撤去を行う。

イ 電線 (DV線) の亘長は、原則として街路灯間で20m程度とする。

ウ 街路灯の移設等により、電線 (DV線) を張り替える必要が生じた場合は、再使用せず原則として新規に張替えを行う。

(6) 灯具の向き替え (別紙1 修繕 No. 26)

ア 灯具を指定された向きに変更する。

イ 灯具取付高さを可能な範囲で変更する場合にも適用する。

(7) 遮光板・角度調整金具の取付 (別紙1 修繕 No. 27~No. 28)

ア 前方、後方又は側面の遮光板を設置する。

イ 上方・下方に角度調整する金具を設置する。

ウ 遮光板及び角度調整金具は設置している灯具に適合するものとし、既存器具と適合しない場合は、適合する灯具に取替後、設置を行うこと。

(8) 自動点滅器等の確認・調整 (別紙1 修繕 No. 29)

ア 不点灯及び点灯したままの状態の街路灯について、自動点滅器に起因する不具合であるかどうかの確認・調整を行う。

イ 確認方法については、昇柱作業等により自動点滅器の動作確認、位置調整とする。

ウ 自動点滅器は原則として電力会社の所有物であるため、不良により取替が必要なものについては、市が別途委託する保守管理業者への報告までとする。

(9) 架線・引込線・配管配線等の処理・復旧 (別紙1 修繕 No. 30)

事故・災害等により断線した街路灯の引込線において、安全性を確保する必要がある場合に、電線の巻取り作業などを行う。

(10) 電話番号等シール貼り (別紙1 修繕 No. 31)

ア 剥がれ、破れ等により電話番号や街灯番号が判別できない電話番号シールの貼り付け (貼り替え) を行う。

イ その他柱への一時的な貼り紙等にも適用する。

(11) 移動費適用 (別紙1 修繕 No. 32)

修繕に係る移動距離を考慮し、積み上げ計上する。なお、原則として1件の修繕指示書に対し1件計上することとする。また、これによりがたい場合は、別途発注者と適用方法について協議の上決定するものとする。

(12) その他単価表外の出動及び時間外出動 (別紙1 修繕 No. 33~No. 34)

倒木や事故等により早急な現場対応等の要請があった場合や修繕項目に該当しないときに適用する。

(13) 街路灯周辺の樹木等の枝払い (別紙1 修繕 No. 35)

街路灯の光を著しく遮る樹木雑草などがある場合や市から指示があったとき、所有者の承諾を得て樹木等を除去 (灯具から手の届く範囲内1m程度) し、設置効果を発揮できるようにする。

19. 履行期間

令和8年4月1日~令和9年3月31日

20. 請負業者賠償責任保険等

受注者は、請負業者賠償責任保険等契約説明書 (別紙5) に定めた、請負業者賠償責任保険等に加入すること。

21. 街路灯の種類

街路灯とは主にLED10VA・20VA、蛍光灯、白熱灯、水銀灯40Wのことを指

す。

2.2. 契約単価の決定方法

契約単価は落札額に種類別の換算割合（別紙6）を乗じて得た額をさらに予定数量で除した額（小数点第3位以下切捨て）とする。

ただし、契約単価に各種類別の予定数量を乗じて得た額の合計が落札金額を下回る場合は、原則として予定数量の少ない種類から順に1銭単位で加算（場合によっては減算）し、端数調整を行う。

2.3. 業務責任者

業務の実施に先立ち、直接的かつ恒常的な雇用関係にある業務責任者を選任し、次の事項について契約締結時に書面をもって監督職員に通知する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

また、受注者との雇用関係を証明する書類を提出する場合には、個人情報となる番号等についてマスキングを施すこと。

- ・氏名
- ・生年月日
- ・経歴書
- ・受注者との雇用関係を証明する書類
- ・資格証の写し

(別紙1)

修繕内容表（北西部地区）

修繕No.	修繕種類	単位
1	10VA LED(白色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件
2	10VA LED(電球色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件
3	10VA LED(白色)照明器具取付 弱電柱相当	件
4	10VA LED(電球色)照明器具取付 弱電柱相当	件
5	20VA LED(白色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件
6	20VA LED(電球色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件
7	20VA LED(白色)照明器具取付 弱電柱相当	件
8	20VA LED(電球色)照明器具取付 弱電柱相当	件
9	10,20VA LED照明器具取付(再使用) 電力柱、市鉄柱相当	件
10	10,20VA LED照明器具取付(再使用) 弱電柱相当	件
11	照明器具撤去 電力柱、市鉄柱相当	件
12	照明器具撤去 弱電柱相当	件
13	鉄柱建柱(定尺)	件
14	鉄柱建柱(定尺コア)	件
15	鉄柱建柱(長尺)	件
16	鉄柱建柱(長尺コア)	件
17	鉄柱撤去	件
18	鉄柱撤去(基礎共)	件
19	木柱撤去	件
20	支線取付	件
21	支線撤去	件
22	腕金取付	件
23	腕金撤去	件
24	架空配線	件
25	架空配線撤去	件
26	灯具向き変更	件
27	遮光板取付	件
28	角度可変金具取付	件
29	自動点滅器確認・調整 配電盤内ブレーカー・タイマー等含む	件
30	架線・引込線・配管配線等の処理・復旧	件
31	故障先電話番号シール貼り 貼り替え含む	件
32	移動費適用(ライトバン)	件
33	その他単価表外の出動	件
34	時間外出動(夜間・休日)	件
35	街路灯周辺の樹木等の枝払い	件

※上記で該当する項目については、九電申請を含む

(別紙2)

北西部地区町名一覧

春木町	梁川町	淵町	稻佐町	光町
曙町	弁天町	旭町	江の浦町	平戸小屋町
大鳥町	丸尾町	水の浦町	大谷町	飽の浦町
秋月町	入船町	塩浜町	岩瀬道町	東立神町
西立神町	西泊町	木鉢町1丁目	木鉢町2丁目	みなと坂1丁目
みなと坂2丁目	小瀬戸町	神の島町1丁目	神の島町2丁目	神の島町3丁目
大浜町	小浦町	福田本町	小江町	柿泊町
手熊町	上浦町	園田町	向町	牧野町
式見町	四杖町	相川町	見崎町	松崎町
三重町	三重田町	檜山町	畦町	三京町
京泊1丁目	京泊2丁目	京泊3丁目	さくらの里1丁目	さくらの里2丁目
さくらの里3丁目	畝刈町	豊洋台1丁目	豊洋台2丁目	鳴見町
鳴見台1丁目	鳴見台2丁目	多以良町	永田町	上黒崎町
下黒崎町	西出津町	東出津町	新牧野町	赤首町
神浦扇山町	神浦北大中尾町	神浦上大中尾町	神浦下大中尾町	神浦丸尾町
神浦江川町	神浦上道德町	神浦下道德町	神浦口福町	神浦向町
神浦夏井町	上大野町	下大野町	琴海尾戸町	琴海大平町
琴海形上町	長浦町	琴海戸根原町	琴海戸根町	琴海村松町
西海町	宝町	幸町	天神町	銭座町
上銭座町	緑町	茂里町	目覚町	岩川町
川口町	浜口町	平野町	平和町	坂本1丁目
坂本2丁目	坂本3丁目	松山町	岡町	橋口町
上野町	本原町	扇町	石神町	辻町
小峰町	三原1丁目	三原2丁目	三原3丁目	高尾町
本尾町	江平1丁目	江平2丁目	江平3丁目	大橋町
家野町	文教町	千歳町	若葉町	中園町
住吉町	住吉台町	赤迫1丁目	赤迫2丁目	赤迫3丁目
泉町	泉1丁目	泉2丁目	泉3丁目	花丘町
昭和1丁目	昭和2丁目	昭和3丁目	女の都1丁目	女の都2丁目

女の都3丁目	女の都4丁目	大手1丁目	大手2丁目	大手3丁目
川平町	けやき台町	三川町	三ツ山町	畦別当町
滑石1丁目	滑石2丁目	滑石3丁目	滑石4丁目	滑石5丁目
滑石6丁目	大園町	大宮町	北栄町	北陽町
虹が丘町	横尾1丁目	横尾2丁目	横尾3丁目	横尾4丁目
横尾5丁目	葉山1丁目	葉山2丁目	エミネント葉山町	岩屋町
西北町	若竹町	柳谷町	錦1丁目	錦2丁目
錦3丁目	音無町	西町	白鳥町	清水町
緑が丘町	江里町	三芳町	油木町	城栄町
青山町	若草町	金堀町	城山台1丁目	城山台2丁目
花園町	立岩町	富士見町	城山町	宝栄町
岩見町	竹の久保町	小江原1丁目	小江原2丁目	小江原3丁目
小江原4丁目	小江原5丁目			
東出津町	新牧野町	赤首町	神浦扇山町	神浦北大中尾町
神浦上大中尾町	神浦下大中尾町	神浦丸尾町	神浦江川町	神浦上道德町
神浦下道德町	神浦口福町	神浦向町	神浦夏井町	上大野町
下大野町	琴海尾戸町	琴海大平町	琴海形上町	長浦町
琴海戸根原町	琴海戸根町	琴海村松町	西海町	永田町

(別紙3)

修繕指示書				修繕報告書			
受付者				受付者		受付日時 令和 年 月 日 時 分	
受付日時			時 分	特定事項			
申込者	住 所	氏 名	電 話				
				* 修繕指示書と場所が相違した箇所のみ記入			
申込場所	住 所	氏 名		申込場所	住 所	氏 名	
					町		
地図ページ				地図ページ			
柱種別	九電柱・弱電柱・市鉄柱・軒先・木柱・デザイン灯			柱種別	九電柱・弱電柱・市鉄柱・軒先・木柱・デザイン灯		
管理番号	自治会	管理No.		管理番号	自治会	管理No.	
	コードNo.	柱No.			コードNo.	柱No.	
申込状況	球の種類	LED灯・ナトリウム灯・水銀灯・その他()		修繕内容	LED道路照明灯 灯具取替	取替・移設・新設・撤去	白色・電球色
	状態	不点灯・チカチカ・薄暗い・つきっぱなし				W × 灯	
	規格・数量	W × 灯			LED道路照明灯 ランプ取替	取替・移設・新設・撤去	白色・電球色
	灯具	取替・老朽・移設・撤去・設置				W × 灯	
	柱	腐れ・倒れ・傾き・サビ・建替・撤去・設置			LED街路灯 灯具取替	取替・移設・新設・撤去	白色・電球色
	電話番号シール貼り	有り ・ 無し				W × 灯	
	その他				高所作業車	使用する ・ 使用しない	
			その他の修繕		電話番号シール貼り ・ 引込線修理復旧		
			自動点滅器		取替え有り ・ 取替え無し		
				不点灯・つきっぱなし・断線・水入り・その他()			
			引込柱番号				
			その他				
工事店	修繕番号		備 考	修繕完了日時	令和 年 月 日 時 分		
				報告日時	令和 年 月 日 時 分		報告者

(別紙4-1)

街路灯修繕(単価契約)北西部地区

月分数量一覧表

修繕No.	修繕種類	単位	単価(税抜)	数量	小計
1	10VA LED(白色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件			
2	10VA LED(電球色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件			
3	10VA LED(白色)照明器具取付 弱電柱相当	件			
4	10VA LED(電球色)照明器具取付 弱電柱相当	件			
5	20VA LED(白色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件			
6	20VA LED(電球色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件			
7	20VA LED(白色)照明器具取付 弱電柱相当	件			
8	20VA LED(電球色)照明器具取付 弱電柱相当	件			
9	10,20VA LED照明器具取付(再使用) 電力柱、市鉄柱相当	件			
10	10,20VA LED照明器具取付(再使用) 弱電柱相当	件			
11	照明器具撤去 電力柱、市鉄柱相当	件			
12	照明器具撤去 弱電柱相当	件			
13	鉄柱建柱(定尺)	件			
14	鉄柱建柱(定尺コア)	件			
15	鉄柱建柱(長尺)	件			
16	鉄柱建柱(長尺コア)	件			
17	鉄柱撤去	件			
18	鉄柱撤去(基礎共)	件			
19	木柱撤去	件			
20	支線取付	件			
21	支線撤去	件			
22	腕金取付	件			
23	腕金撤去	件			
24	架空配線	件			
25	架空配線撤去	件			
26	灯具向き変更	件			
27	遮光板取付	件			
28	角度可変金具取付	件			
29	自動点滅器確認・調整 配電盤内フレイカー・タイマー等含む	件			
30	架線・引込線・配管配線等の処理・復旧	件			
31	故障先電話番号シール貼り 貼り替え含む	件			
32	移動費適用(ライトハン)	件			
33	その他単価表外の出動	件			
34	時間外出動(夜間・休日)	件			
35	街路灯周辺の樹木等の枝払い	件			
※上記で該当する項目については、九電申請を含む			計		
			金額(税抜)		
			消費税等相当額		
			金額(税込)		

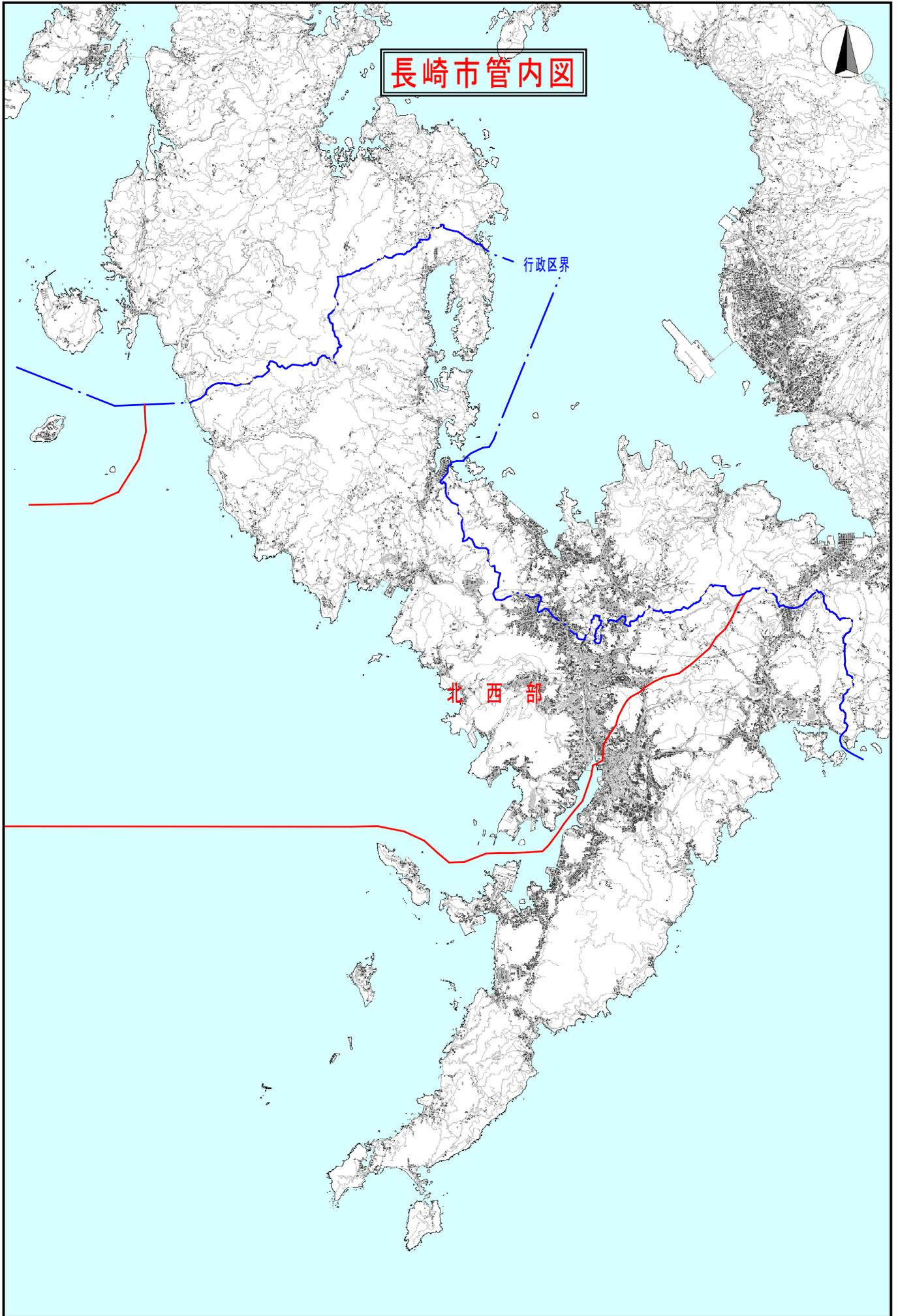
(別紙5) 請負業者賠償責任保険等契約説明書

請負業者賠償責任保険	対人賠償	被害者1名当たりてん補限度額は5,000万円以上とする。
		1事故当たりのてん補限度額は、1億円以上とする。
	対物賠償	1事故当たりのてん補限度額は1,000万円以上とする。
工 事 目 的 物 等 保 険	組立保険	本工事は組立工事保険を付保するものとする。 保険金額は、請負契約金額（支給品、貸与品がある場合は相当額を加算した額）とする。
そ の 他	保険期間	業務着手から目的物の完成引き渡し時（検査期間10日以上を含む）までとする。なお、保険契約日は請負契約日と異なってもよく、保険契約日の遡及はできない。
	被保険者	発注者、受注者及びその全下請負人とする。 （本市では被保険者に発注者を加えることによって、原則として発注者は損保会社から求償権を行使されないものと解し、求償権不行使特約は新たに要しないものとしている。）

(別紙6)

種類別予定数量及び換算割合

修繕No.	修繕種類	単位	予定数量	換算割合
1	10VA LED(白色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件	66	0.39617124
2	10VA LED(電球色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件	1	0.00535623
3	10VA LED(白色)照明器具取付 弱電柱相当	件	1	0.00879630
4	10VA LED(電球色)照明器具取付 弱電柱相当	件	1	0.00814993
5	20VA LED(白色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件	5	0.05083502
6	20VA LED(電球色)照明器具取付 電力柱、市鉄柱相当	件	1	0.00966443
7	20VA LED(白色)照明器具取付 弱電柱相当	件	1	0.01296070
8	20VA LED(電球色)照明器具取付 弱電柱相当	件	1	0.01245813
9	10,20VA LED照明器具取付(再使用) 電力柱、市鉄柱相当	件	4	0.00605973
10	10,20VA LED照明器具取付(再使用) 弱電柱相当	件	1	0.00430863
11	照明器具撤去 電力柱、市鉄柱相当	件	85	0.02832547
12	照明器具撤去 弱電柱相当	件	1	0.00146676
13	鉄柱建柱(定尺)	件	1	0.02545584
14	鉄柱建柱(定尺コア)	件	1	0.03152952
15	鉄柱建柱(長尺)	件	1	0.02955739
16	鉄柱建柱(長尺コア)	件	1	0.03563063
17	鉄柱撤去	件	5	0.01712174
18	鉄柱撤去(基礎共)	件	1	0.00403384
19	木柱撤去	件	1	0.00360763
20	支線取付	件	1	0.00866294
21	支線撤去	件	1	0.00188856
22	腕金取付	件	1	0.00178561
23	腕金撤去	件	1	0.00033442
24	架空配線	件	1	0.00265153
25	架空配線撤去	件	1	0.00030416
26	灯具向き変更	件	1	0.00044031
27	遮光板取付	件	1	0.00513050
28	角度可変金具取付	件	1	0.00414928
29	自動点滅器確認・調整 配電盤内ブレーカー・タイマー等含む	件	164	0.19733792
30	架線・引込線・配管配線等の処理・復旧	件	1	0.00153167
31	故障先電話番号シール貼り 貼り替え含む	件	93	0.01573473
32	移動費適用(ライトバン)	件	225	0.01500245
33	その他単価表外の出動	件	1	0.00025408
34	時間外出動(夜間・休日)	件	1	0.00038127
35	街路灯周辺の樹木等の枝払い	件	24	0.05292141
			計	1.00000000



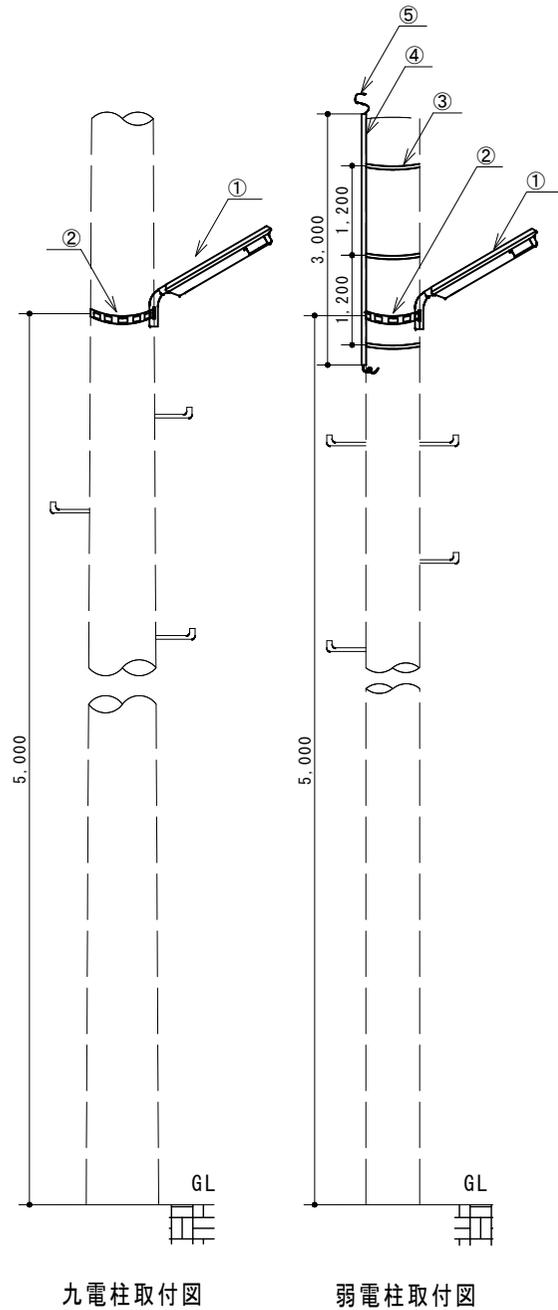
長崎市管内図

行政区界

西北部

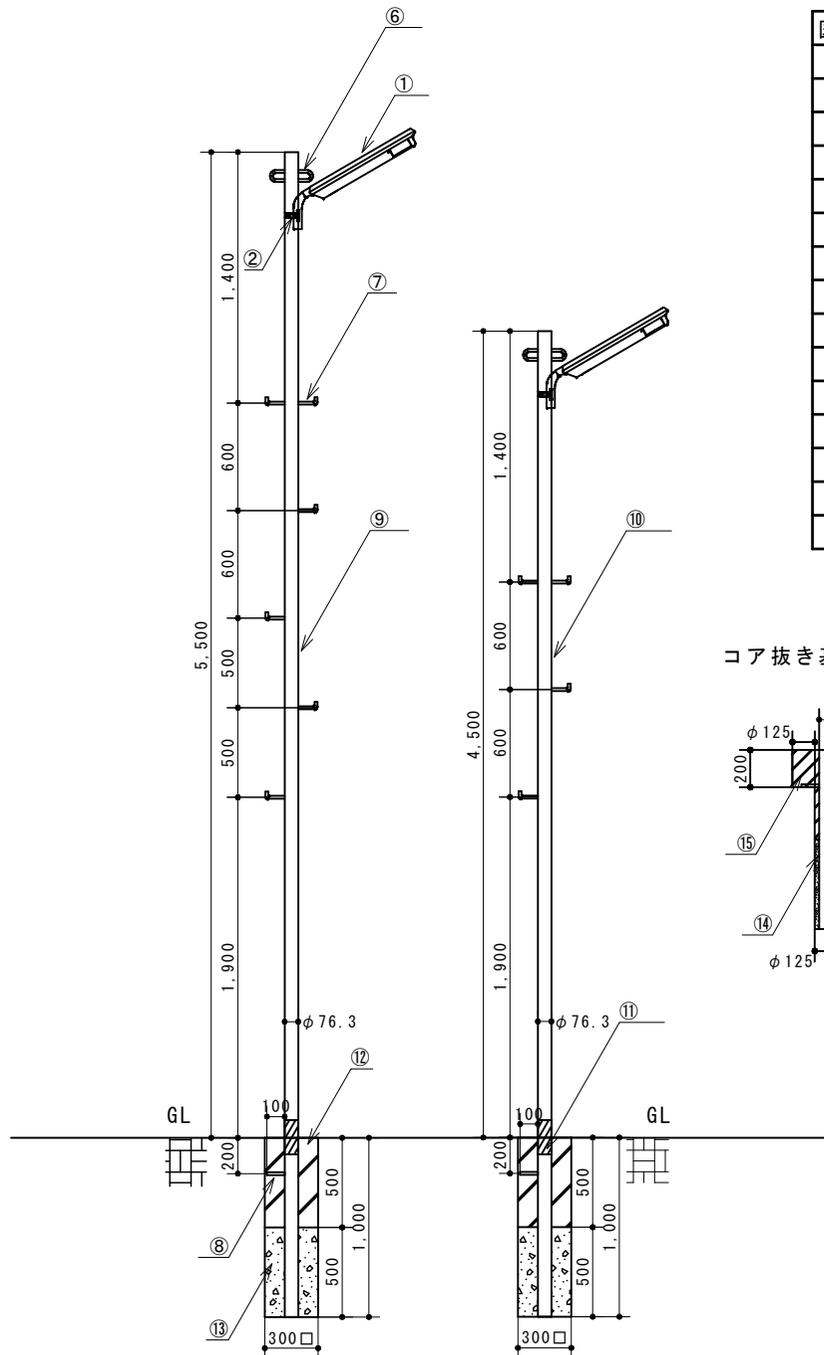
(図面 1)

(図面 2) 街路灯設置図



九電柱取付図

弱電柱取付図



鉄柱取付図

凡例

図番	名称・材料名	形状・寸法
①	照明器具	LED10VA・LED20VA
②	自在ハンド	IBT-25mm幅
③	ステンレスハンド	SFT-10mm幅
④	電線管	HIVE16mm(露出)
⑤	電線類	EM-EEF1.6mm-2C(管内)
⑥	支線取付フック	丸鋼-5mm
⑦	脚定足場	丸鋼-16mm
⑧	ホール回転止め	丸鋼-16mm
⑨	鉄柱(長尺)	STK-6.5m・t2.8mm 溶融亜鉛メッキ
⑩	鉄柱(定尺)	STK-5.5m・t2.8mm 溶融亜鉛メッキ
⑪	防蝕テープ	GL±100mm
⑫	コンクリート基礎	300×300×500
⑬	残土埋戻し	300×300×500
⑭	砂埋戻し	
⑮	モルタル基礎	

溶融亜鉛メッキ (JIS HDZT 49) 以上

コア抜き基礎部断面図

